

「(仮称) 浜田市人権を尊重するまちづくり条例」素案（解説）について

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理です。

我が国においても、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、差別の解消の推進や人権を尊重する社会の実現のための取組が積極的に進められています。

浜田市は、近世以降、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人ととの交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。

平成20年には、島根あさひ社会復帰促進センターの開所を契機に、人権尊重の都市の実現を目的として、浜田市人権尊重都市宣言を制定し、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築く取組を進めてきました。また、令和2年には、浜田市協働のまちづくり推進条例を制定し、その基本理念に基づき、一人ひとりが相手の立場や違いを尊重し、お互いを助け合うことにより、協働のまちづくりを推進しています。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。特に、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文では、条例制定の背景や趣旨について記載しています。

第 1 段落では、世界人権宣言の理念を述べています。

第 2 段落では、日本国憲法の下、差別解消の推進や人権を尊重する社会の実現のために、平成 28 年に差別の解消等を図るための 3 つの法律が制定されたことを述べています。

第 3 段落では、浜田市の近世以降の歴史を述べています。江戸時代中頃から明治時代の浜田藩には、外ノ浦、瀬戸ヶ島、長浜といった貿易港に、北陸方面と瀬戸内方面を中継する北前船などが寄港し、物流や人的交流により発展しました。このことを示す歴史的資料や風景は、日本遺産に認定されています。

第 4 段落では、浜田市における取組について述べています。人権尊重の都市の実現を目的として、平成 20 年に制定した浜田市人権尊重都市宣言や自分たちの力で幸せに暮らせる魅力のある地域社会の実現を図ることを目的として、令和 2 年に制定した協働のまちづくり推進条例について述べています。

第 5 段落では、現在も人権侵害や差別が存在していること、社会経済情勢や時代の変化に伴う新たな人権課題が生じていることを述べています。

第 6 段落では、課題を解決するための考え方や行動について述べています。一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合うこと、人権に関する様々な課題を自分や自分の身近な人のこととして捉え、認識を深めること、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要であることを表明しています。

第 7 段落は、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定することを述べています。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

条例の目的を規定しています。ここでは、「基本理念」、「市、市民、事業者の責務」を明らかにし、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的としています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

【解説】

この条例で使用する用語の定義を規定しています。

(1) 市民

市内に住んでいる人、一時的に滞在する人（例　観光客）、市内で働く人や市内に通学する人を市民としています。

(2) 事業者

営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行っている個人、法人又は団体を事業者としています。

(基本理念)

第 3 条 人権尊重のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考え方の下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

【解説】

この条例の基本理念を規定しています。

人権尊重のまちづくりを進めるためには、すべての人が生まれながらに基本的人権を持っており尊重されるものであるという考えが基本です。

その考え方の下で一人一人の個性や違いを特別視するのではなく尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行うことと規定しています。

(差別及び人権を侵害する行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為
- (2) いじめ、虐待、体罰、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他の人権を侵害する行為

【解説】

差別及び人権を侵害する行為の禁止を規定しています。

誰もが、あらゆる場所や場面において不当な差別的行為や人権を侵害する行為を行ってはならないことを述べています。

(1)については、本人の意図が及ばない属性に関する不当な差別的行為について禁止しています。

(2)については、人権を侵害する行為について禁止しています。

ここに例示しているもののほか、社会経済情勢や時代の変化による新たな人権問題も対象としています。

(市民の権利)

第5条 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

【解説】

市民の権利を規定しています。

市民の皆さんには、人権尊重のまちづくりにおいて、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利があることを示しています。

この内容は、基本的人権の尊重とつながるものであり、規定する権利を持っているということを意識してもらうため規定しています。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

【解説】

市の責務を規定しています。

人権尊重のまちづくりに必要な施策（人権施策）を積極的に推進することを定めています。

人権施策は、市、市民、事業者がそれぞれの立場で取り組むことが必要です。市は、市民や事業者はもちろんのこと行政機関のみではなく民間の機関と連携して取り組むことを定めています。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。

2 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民の責務を規定しています。

市民自らが人権意識の高揚に努め、一人一人が主体的に日常生活の中で自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度を求めています。あわせて、自らの権利のみを主張するのではなく、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重し自らの権利行使することを求めるものとなっています。

また、市の人権施策に協力するよう努めることを定めています。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、当該事業活動において、人権尊重のまちづくりに寄与するものとする。

2 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者の責務を規定しています。

事業者の責務として、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、事業活動において人権尊重のまちづくりに寄与することを定めています。ここでの事業活動に関わる者は、従業員のほか、顧客、取引先等影響を受ける関係者を想定しています。

また、市の人権施策に協力するよう努めることを定めています。

(人権施策の推進)

第9条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。
- (4) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

【解説】

人権施策の推進を規定しています。

人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定することを定めています。

基本計画に定める事項については、次の4点を定めています。

- (1) 人権施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。
- (4) その他人権施策を推進するために必要な事項

(4)については、人権施策に取り組む前段階の実態調査、情報収集等を想定しています。

基本計画を策定、又は変更する場合は、第11条で規定されている浜田市人権尊重推進委員会へ意見を求めるなどを定めています。

(相談体制の充実)

第10条 市は、人権に関する様々な課題に係る相談に的確に応じるため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。

【解説】

相談体制の充実を規定しています。

人権に関する様々な課題に係る相談に的確に応じるため国、島根県、その他の関係行政機関や民間の関係機関と連携することで、相談体制等の充実に努めることを規定しています。

(浜田市人権尊重推進委員会の設置)

- 第 11 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を評価し、及び検証し、市長に意見を述べることができる。

【解説】

浜田市人権尊重推進委員会の設置を規定しています。

市に設置する委員会について規定しています。委員会で行う事項は次の 2 点です。

- ① 基本計画の策定、変更について市長から諮問がされたときの調査審議をすること。これまでも実施した「人権問題に関する市民意識調査」など必要な調査を行います。
- ② 基本計画を評価、検証し市長に意見を述べることができる。委員数、任期等については、次の条（第 12 条）で定めています。

(委員会の委員)

- 第 12 条 委員会の委員は、15 人以内とする。

- 2 委員は、人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

委員会の委員を規定しています。

委員会は、15 人以内の委員で組織します。

委員には、人権課題に精通した識見者、関連団体から推薦された人等から市長が委嘱します。

任期は、2 年です。欠員が出た場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。再任を妨げないこととし、2 年を超えて引き続き委員になれます。

委員には、任期中、任期満了後も職務上知り得た秘密を漏らさないように守秘義務を課しています。

本条で定めたこと以外で委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めることを定めています。

(その他)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に定めるもの以外に、条例を施行するうえで必要な事項が発生した場合は、その内容に応じた形式（「規則」「要綱」「要領」など）により定めることを規定したものです。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第 9 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市ひやこるネットみすみ放送番組審議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市人権尊重推進委員会委員	/	6,000 円
----------------	---	---------

【解説】

条例の施行期日等について規定しています。

- 1 施行期日（いつから効力があるか）を記載しています。
- 2 令和 4 年 2 月に策定した浜田市人権教育・啓発基本計画を第 9 条第 1 項の定めている基本計画とすることとしています。